○奈良県公安委員会公印規程（昭和36年８月11日公委規程第２号）

［沿革］　昭和37年６月公委規程第１号、38年４月第１号、７月第２号、40年９月第１号、41年10月第１号、11月第２号、45年９月第１号、46年４月第１号、48年３月第２号、９月第５号、12月第６号、53年９月第１号、54年４月第３号、58年１月第１号、60年２月第１号、61年10月第２号、平成２年８月第１号、３年２月第２号、10月第７号、４年５月第４号、６月第５号、８年２月第２号、９年８月第２号、10年３月第２号、12年11月第７号、13年３月第３号、14年２月第１号、５月第９号、15年５月第２号、８月第３号、16年３月第２号、17年７月第４号、12月第５号、18年４月第１号、５月第３号、19年５月第４号、20年３月第３号、11月第９号、22年４月第２号、25年３月第２号、27年５月第３号、12月第５号、29年３月第１号、第２号、30年10月第４号、31年４月第３号、令和２年３月第２号、４年３月第１号、５年３月第１号、６月第４号、８月第５号、６年３月第２号、第３号改正

（総則）

第１条　奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）において使用する公印の名称、規格並びに保管、使用等について必要な事項は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（公印の種別、名称、規格等）

第２条　公印の種別は、次のとおりとする。

(1)　一般公印　一般的な用途に使用するもの

(2)　専用公印　特定の用途に使用するもの

２　公印の名称、ひながた、書体、寸法及び用途並びに公印の保管責任者は、別表１のとおりとする。

（管理責任者）

第３条　公印の管理責任者は、奈良県警察本部警務部総務課長とする。

２　管理責任者は、公印の全般的な管理について、その責に任ずるものとする。

（保管責任者）

第４条　保管責任者は、その保管に係る公印の使用及び保管について、その責に任ずるものとする。

（取扱者等）

第５条　保管責任者は、所属の次席（次席の事務を取り扱う管理官を含む。）又は副署長若しくは次長及び分庁舎所長を取扱者に指定し、公印の使用、保管その他公印の取扱事務に従事させることができる。

２　保管責任者は、取扱者が不在の場合における代理者を指定しておかなければならな

い。

（公印の新調等の手続）

第６条　公印の新調、改刻又は廃止の手続は、管理責任者が行うものとする。

２　所属長は、公印の新調、改刻又は廃止を必要と認めたときは、奈良県公安委員会公印新調等申請書（別記様式第１号）により管理責任者に申請しなければならない。

（公印の登録）

第７条　管理責任者は、奈良県公安委員会公印台帳（別記様式第２号。以下この条において「公印台帳」という。）を備え、印影その他必要事項を登録するとともに、登録した内容に変更があったときは、その都度、公印台帳を整理しなければならない。

２　公印台帳に登録された印以外のものは、公印として使用してはならない。

３　公印台帳は、複写してはならない。

（公印の使用手続）

第８条　公印の使用を必要とするときは、押印を必要とする文書又は様式に原議を添えて、取扱者に提出し、公印の使用についてその承認を得なければならない。

２　一般公印を使用するときは、前項のほか奈良県公安委員会公印使用簿（別記様式第３号）にその都度所要事項を記入しなければならない。

（事前の押印）

第９条　文書を作成する前に、あらかじめ公印を押印する必要があるときは、奈良県公安委員会公印事前押印承認申請書（別記様式第４号）により当該公印の保管責任者の承認を受けなければならない。

（印影の印刷）

第10条　公印の押印を必要とする同一文書を多数作成する場合は、公印の印影を当該文書に印刷して公印の押印にかえることができる。

２　所属長は、前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、奈良県公安委員会公印印影印刷承認申請書（別記様式第５号）に原議を添えて管理責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

３　所属長は、公印の印影を印刷した文書を厳重に保管するとともに奈良県公安委員会公印印影印刷文書受払簿（別記様式第６号）によってその使用状況を明らかにしておかなければならない。ただし、別に定めるところにより、使用状況を明らかにできる場合は、この限りでない。

（電子公印）

第11条　公印の押印を必要とする文書を電子計算機を使用して作成する場合は、電子公印用公印（印影を電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の

知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）に記録する用途に使用するものをいう。以下同じ。）の印影の電磁的記録（以下「電子公印」という。）を当該文書に出力して公印の押印に代えることができる。この場合において、電子公印は、当該電子公印に対応する一般公印又は専用公印の用途以外の用途に使用してはならない。

２　所属長は、前項の規定により電子公印を出力しようとするときは、奈良県公安委員会電子公印使用承認申請書（別記様式第７号）に原議を添えて管理責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

３　所属長は、前項の規定による承認を受けた後、電子公印を出力する必要がなくなったとき（前項の規定による承認を受けた使用期間が終了したときを含む。）は、直ちに電子計算機から当該電子公印を消去し、その旨を奈良県公安委員会電子公印消去結果報告書（別記様式第８号）により管理責任者へ報告しなければならない。

４　所属長は、電子公印の不正使用等を防止するために必要な措置を講じるとともに、その使用状況について常に明らかにしておかなければならない。

（電子公印用公印）

第12条　電子公印用公印の名称、ひながた、書体、寸法及び用途並びに電子公印用公印の保管責任者は、別表第２のとおりとする。

２　第３条から第８条（第２項を除く。）までの規定は、電子公印用公印について準用する。

（公印等の保管）

第13条　公印及び電子公印用公印は、常に施錠できる堅固な容器に納め、使用しないときは施錠し、厳重に保管しなければならない。

（公印等の事故報告）

第14条　保管責任者（電子公印用公印の保管責任者を含む。第15条第１項において同じ。）は、公印又は電子公印用公印の盗難、紛失等の事故があったときは、管理責任者（電子公印用公印の管理責任者を含む。次項及び第15条において同じ。）を経て速やかに警察本部長に報告しなければならない。

２　所属長は、自己の管理する電子公印の漏えい等の事故又は自己の管理する電子公印を出力した文書若しくは公印の印影を印刷した文書の盗難、紛失等の事故があったときは、管理責任者を経て速やかに警察本部長に報告しなければならない。

（不用公印等の廃棄）

第15条　保管責任者は、自己の管理する公印若しくは電子公印用公印が改刻又は廃止に

より不用となったときは、速やかに管理責任者に返納しなければならない。

2　管理責任者は、前項の規定により返納された公印又は電子公印用公印を廃棄処分するものとする。

附　則

1　この規程は、昭和36年８月11日から施行する。

2　この規程施行の際、現に使用する公印については、この規程により新調したものとみなす。

附　則（昭和37年６月８日公委規程第１号）

この規程は、昭和37年６月８日から施行する。

附　則（昭和38年４月19日公委規程第１号）

この規程は、昭和38年４月１日から適用する。

附　則（昭和38年７月23日公委規程第２号）

1　この規程は、公布の日から施行する。

2　この規程施行の際、現に使用する公印については、この規程により新調したものとみなす。

附　則　（昭和40年９月９日公委規程第１号）

この規程は、昭和40年４月１日から適用する。

附　則　（昭和41年10月15日公委規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和41年11月14日公委規程第２号）

この規程は、昭和42年１月１日から施行する。

附　則　（昭和45年９月３日公委規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和46年４月１日公委規程第１号）

この規程は、昭和46年４月１日から施行する。

附　則　（昭和48年３月26日公委規程第２号）

この規程は、昭和48年４月１日から施行する。

附　則　（昭和48年９月28日公委規程第５号）

この規程は、昭和48年10月１日から施行する。

附　則　（昭和48年12月12日公委規程第６号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和53年９月７日公委規程第１号）

この規程は、昭和53年９月７日から施行し、昭和53年９月１日から適用する。

附　則　（昭和54年４月14日公委規程第３号）

この規程は、昭和54年４月14日から施行する。

附　則　（昭和58年１月13日公委規程第１号）

この規程は、昭和58年１月15日から施行する。

附　則　（昭和60年２月４日公委規程第１号）

この規程は、昭和60年２月13日から施行する。

附　則　（昭和61年10月31日公委規程第２号）

この規程は、昭和61年11月１日から施行する。

附　則　（平成２年８月９日公委規程第１号）

この規程は、平成２年９月１日から施行する。

附　則　（平成３年２月28日公委規程第２号）

この規程は、平成３年３月４日から施行する。

附　則　（平成３年10月29日公委規程第７号）抄

（施行期日）

１　この規程は、平成３年10月29日から施行する。

附　則　（平成４年５月22日公委規程第４号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則　（平成４年６月12日公委規程第５号）

この規程は、平成４年６月12日から施行する。

附　則　（平成８年２月５日公委規程第２号）抄

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行する。

附　則　（平成９年８月28日公委規程第２号）

この規程は、平成９年８月28日から施行する。

附　則　（平成10年３月26日公委規程第２号）

この規程は、平成10年４月１日から施行する。

附　則　（平成12年11月21日公委規程第７号）

この規程は、平成12年11月24日から施行する。〔以下略〕

附　則　（平成13年３月22日公委規程第３号）

この規程は、平成13年３月26日から施行する。

附　則　（平成14年２月20日公委規程第１号）

この規程は、平成14年２月22日から施行する。

附　則　（平成14年５月30日公委規程第９号）

この規程は、平成14年６月１日から施行する。ただし、改正後の別表の２専用公印の表警備員等検定事務及び風俗営業管理者証作成事務の項用途の欄第２号の規程及び身分証明書作成事務用縮小印の項用途の欄第４号の規定については、平成14年７月１日から施行する。

附　則　（平成15年５月22日公委規程第２号）

この規程は、平成15年６月１日から施行する。

附　則　（平成15年８月21日公委規程第３号）抄

（施行期日）

１　この規程は、平成15年９月１日から施行する。

附　則　（平成16年３月30日公委規程第２号）

この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　則　（平成17年７月26日公委規程第４号）

（施行期日）

１　この規程は、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。次項において「改正法」という。）附則第１条第４号に掲げる規程の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成17年７月26日から施行する。

（準備行為）

２　改正法附則第２条に規定する改正法第３条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の８第１項の登録、同法第51条の13第１項の駐車監視員資格者証の交付その他確認事務の委託に関し必要な手続その他の行為は、この規程の施行日前においても、この規程による改正後の規定の例により行うことができる。

附　則　（平成17年12月15日公委規程第５号）

この規程は、平成17年12月16日から施行する。

附　則　（平成18年４月28日公委規程第１号）

この規程は、平成18年５月１日から施行する。

附　則　（平成18年５月30日公委規程第３号）

この規程は、平成18年６月１日から施行する。

附　則　（平成19年５月24日公委規程第４号）

この規程は、平成19年６月１日から施行する。

附　則　（平成20年３月７日公委規程第３号）

この規程は、平成20年３月10日から施行する。

附　則　（平成20年11月28日公委規程第９号）

この規程は、平成20年12月１日から施行する。

附　則　（平成22年４月９日公委規程第２号）

この規程は、平成22年４月19日から施行する。

附　則　（平成25年３月28日公委規程第２号）

この規程は、平成25年３月28日から施行する。

附　則　（平成27年５月21日公委規程第３号）

この規程は、平成27年６月１日から施行する。

附　則　（平成27年12月17日公委規程第５号）

この規程は、平成28年１月１日から施行する。

附　則　（平成29年３月３日公委規程第１号）

この規程は、平成29年３月12日から施行する。

附　則　（平成29年３月15日公委規程第２号）

この規程は、平成29年３月24日から施行する。

附　則　（平成30年10月23日公委規程第４号）

この規程は、平成30年10月24日から施行する。

附　則　（平成31年４月26日公委規程第３号）

（施行期日）

１　この規程は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年４月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正前の規程により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（令和２年３月30日公委規程第２号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則　（令和４年３月14日公委規程第１号）

この規程は、令和４年３月15日から施行する。

附　則　（令和５年３月28日公委規程第１号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則　（令和５年６月30日公委規程第４号）抄

（施行期日）

１　この規程は、令和５年７月１日から施行する。

附　則　（令和５年８月29日公委規程第５号）

この規程は、令和５年９月１日から施行する。

附　則　（令和６年３月27日公委規程第２号）

（施行期日）

1　この規程は、令和６年３月28日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式により使用されている公安委員会公印台帳は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

附　則　（令和６年３月28日公委規程第３号）抄

（施行期日）

1　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

（別表等省略）